



第2章

前期基本計画

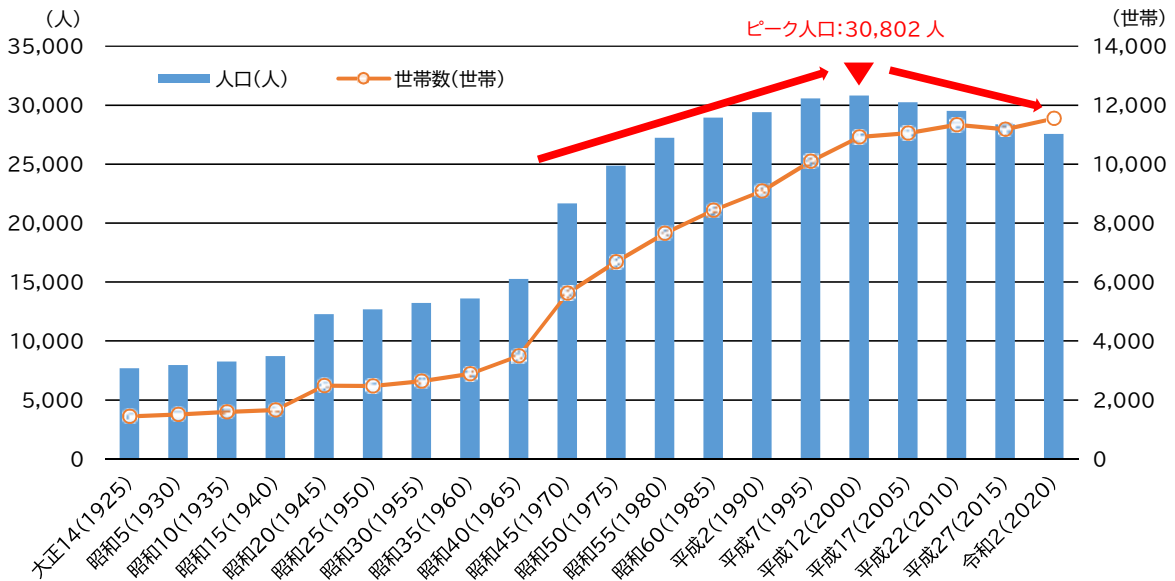
2-1 前期基本計画策定にあたっての前提

(1)人口、世帯数および年齢3区分別人口

○町の人口は、平成12年(2000年)をピークに減少しており、令和2年(2020年)には27,564人で、平成12年の89.5%となっています。

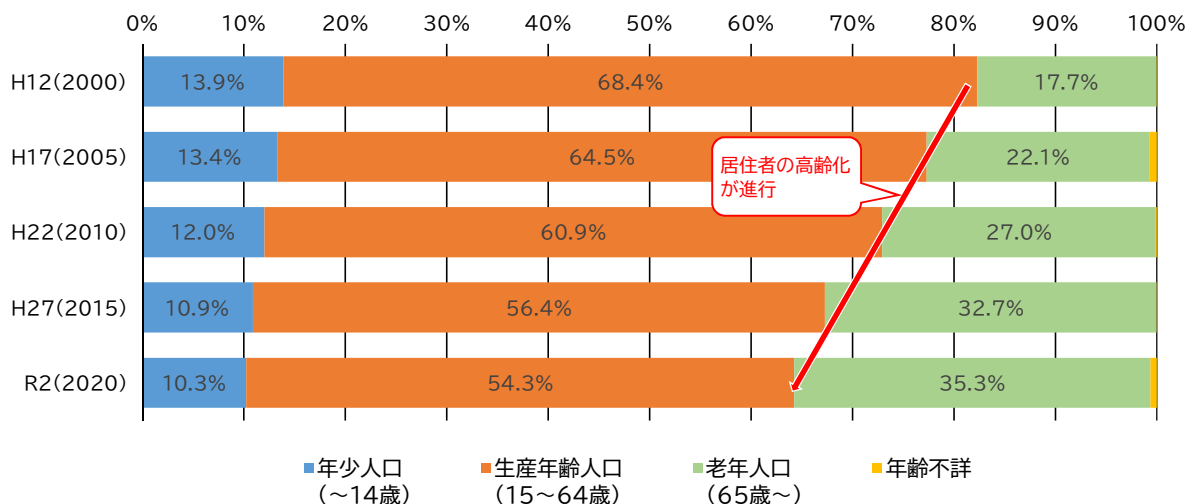
○令和2年(2020年)の世帯数は11,552世帯で、一時期よりは鈍化しているものの、増加傾向が続いています。

◆二宮町の人口・世帯数の推移(資料:「国勢調査」)



○年齢3区分別人口をみると、65歳以上の老年人口は、令和2年(2020年)に全人口の約35%を占め、老年人口指数(=老年人口÷生産年齢人口×100)が65.0、生産年齢人口1.5人に対し、老年人口1人の割合となっています。

◆二宮町の年齢3区分別人口の推移(資料:「国勢調査」)

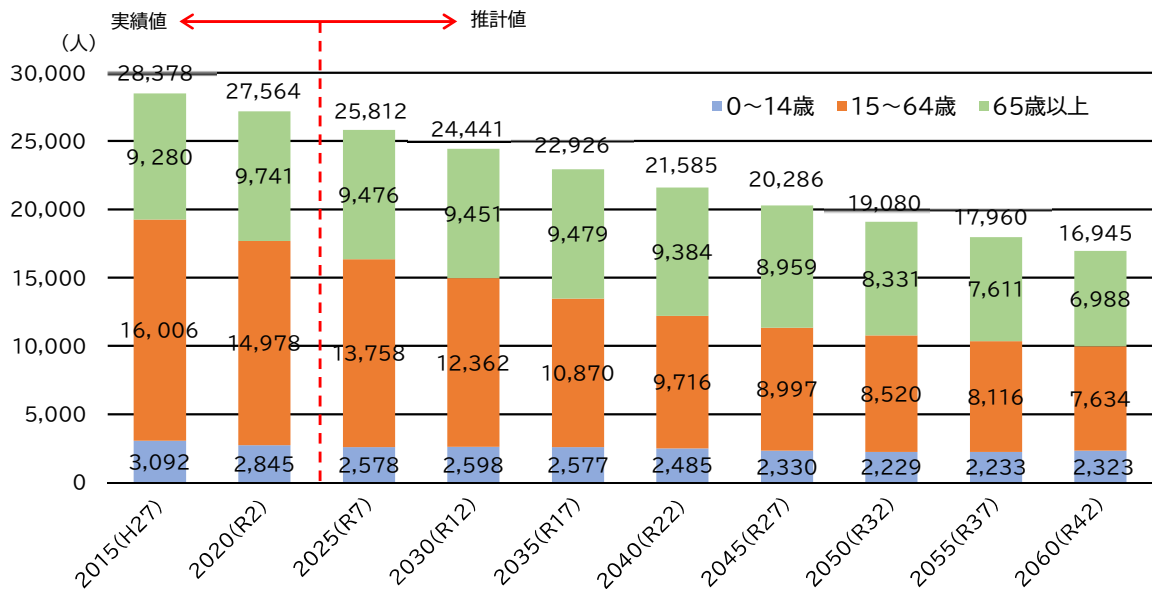


(2) 将来人口推計

○国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、町の総人口は令和42年(2060年)までに14,376人まで減少すると予想されており、高齢者人口の割合もさらに高くなるなど、進展する人口減少と少子高齢化への対応が課題になります。

○そのため、「二宮町人口ビジョン」では、令和42年に向かって出生率を2.07まで回復させるとともに、転出超過である社会移動を0にし、令和42年の町の人口を17,000人以上とすることを目指しています。

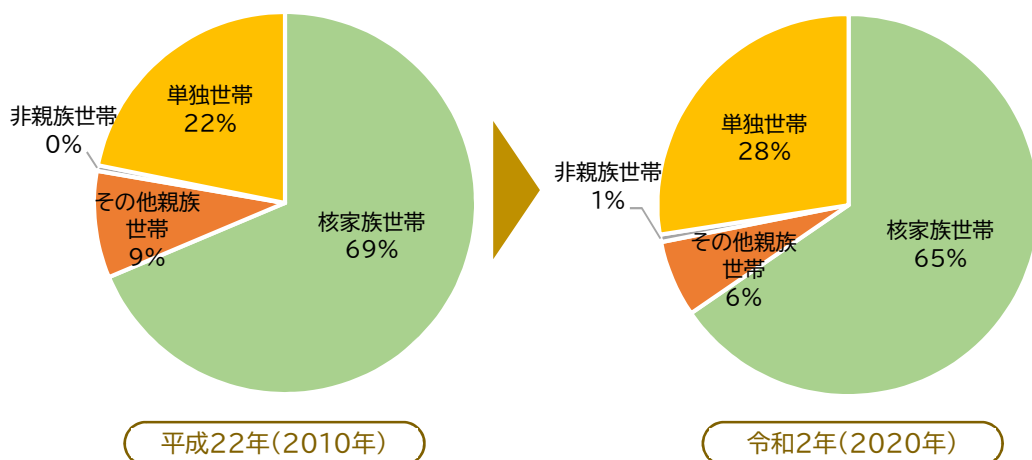
◆人口推計(資料:「二宮町人口ビジョン シミュレーション①の推計」) ※なお、令和2年度までは実績値に修正



(3) 世帯構成

○少子高齢化に伴い、家族構成にも変化が見られ、10年前と比較すると、単独世帯(一人暮らし世帯)が約6ポイント増加しています。

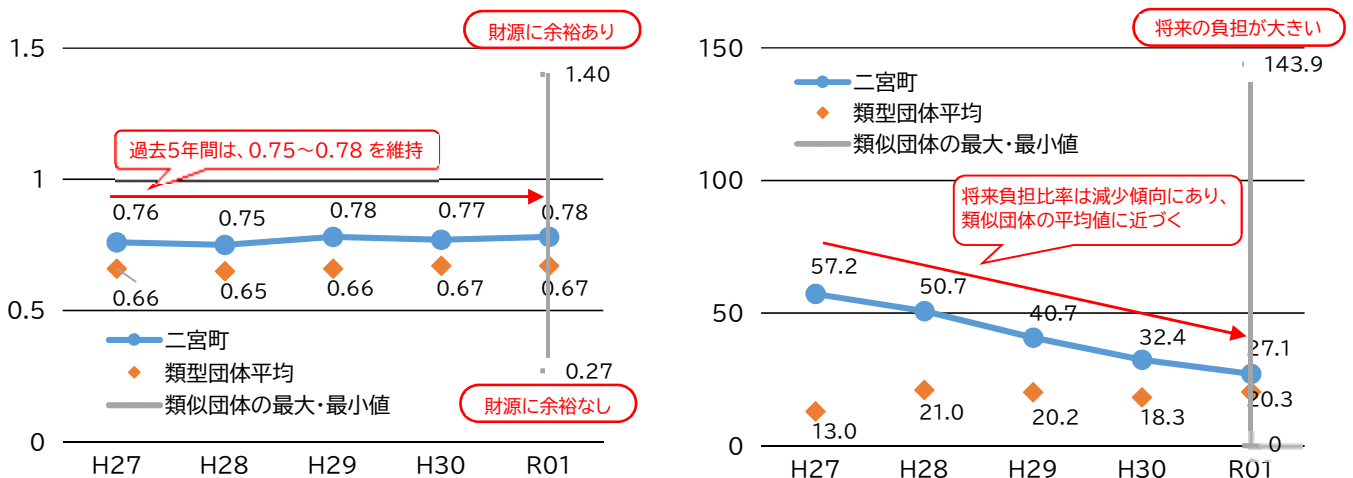
◆世帯構成の変化(資料:「令和2年度国勢調査」)



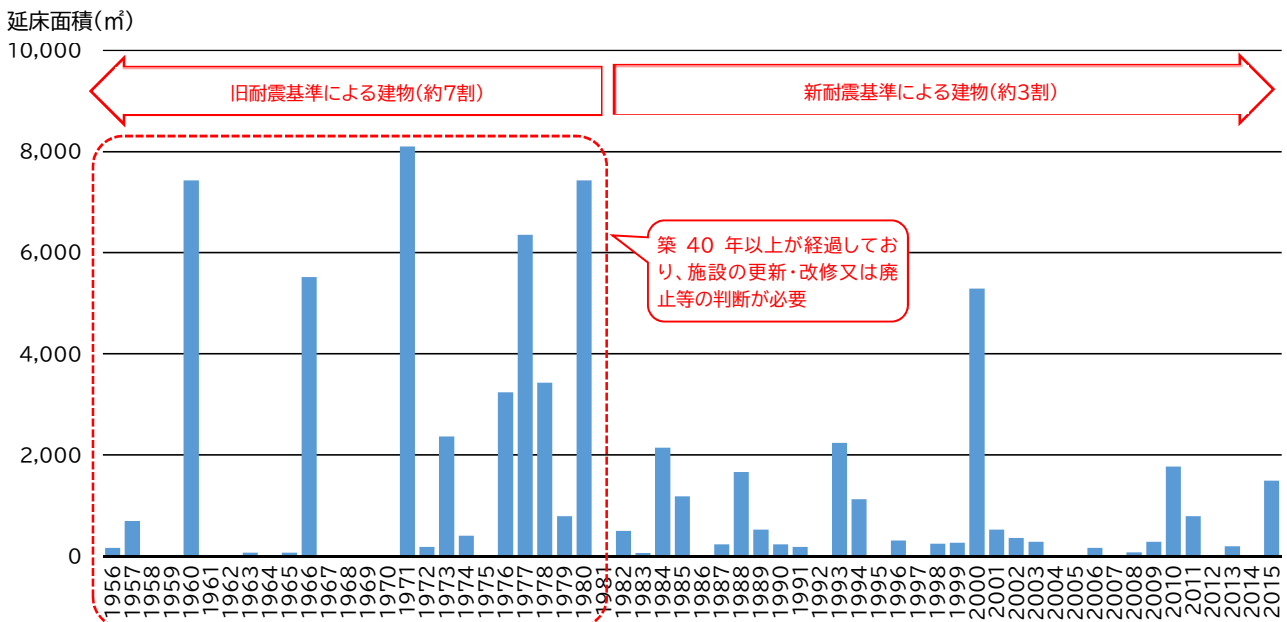
(4)財政状況

- 令和元年度の町の財政力指数は 0.78 と類似団体の平均を上回っていましたが、今後、人口減少やコロナ禍に伴う税収の減少、少子高齢化の進行に伴う医療費や介護費などの増加により、町の財政は厳しくなることが想定されます。
- そのような中、これまで地方債の発行を抑制し、基金などを活用することで未来を担う子どもたちへの負担を抑えてきましたが、今後、町が保有する公共施設やインフラ(道路、上下水道など)の老朽化が進むなど、これらの数値に影響を与える課題を抱えています。
- 特に、昭和56年(1981年)に施行された新耐震基準適用以前に建設された公共施設が約7割を占めることから、建築後40年以上が経過するこれらの施設の更新・改修または廃止等の判断が必要となっています。

◆二宮町の財政力指数(左)と将来負担比率(右)の推移(資料:「令和元年度財政状況資料集」)



◆二宮町の公共施設の竣工年度別延べ床面積(資料:公共施設等総合管理計画(H30.3 改定))



(5)町民アンケート調査結果

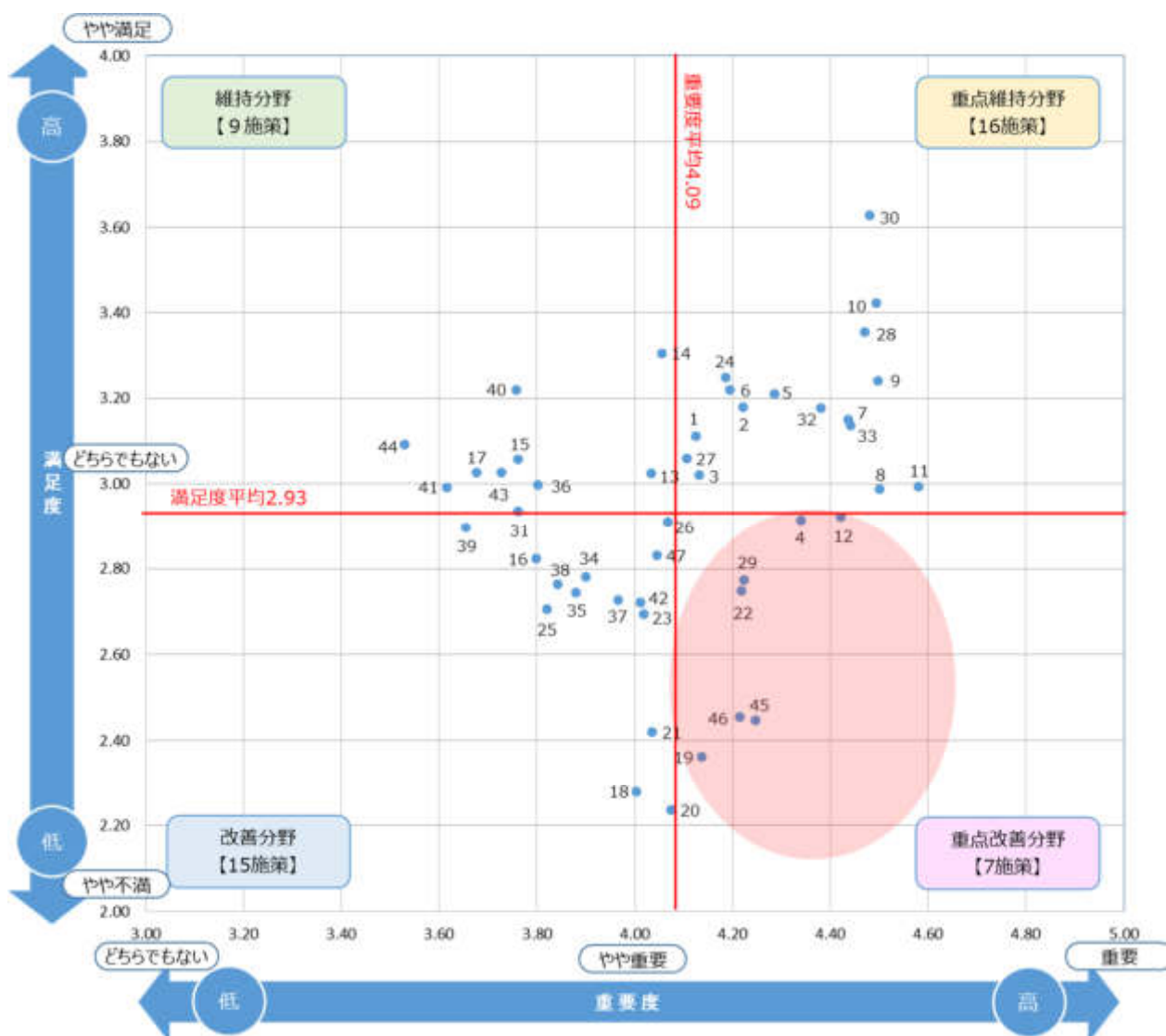
○「第5次二宮町総合計画後期基本計画(令和元年度～4年度)で進めている分野別の47施策について、次の5段階で評価を行ってもらい、重要度が高く、満足度の低い7施策が特に改善の優先度が高い施策と言えます。

(点数化)	5	4	3	2	1
満足度	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満
重要度	重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要ではない	重要ではない

◆重要度が高く、満足度が低い「重点改善分野」の7施策

- 4:介護サービスの充実(介護保険事業の充実 等)
- 12:学校施設の整備(小中学校)
- 19:空家対策(リフォーム助成、空き家バンク・相談 等)
- 22:道路の整備(町道の整備、河川の維持管理 等)
- 29:低炭素社会の形成(地球温暖化対策、再生可能エネルギー促進 等)
- 45:行財政改革(事業の見直し、業務の効率化、財政の健全化 等)
- 46:公共施設の適正な維持管理・再編(施設の統廃合、老朽化対策 等)

◆「第5次二宮町総合計画／後期基本計画」の分野別施策の「重要度」と「満足度」(資料:「令和3年度町民満足度調査」)



(6)SDGs(持続可能な開発目標)

○SDGsは平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「世界共通の持続可能な開発目標」で、令和12年(2030年)を達成期限として、17の目標が設定されています。

○これらの17の目標は、環境問題をはじめさまざまな社会問題に対する取り組みの根本となる基本的な考え方であり、本総合計画においても、これらの目標を意識しながら一体的に推進していく必要があります。

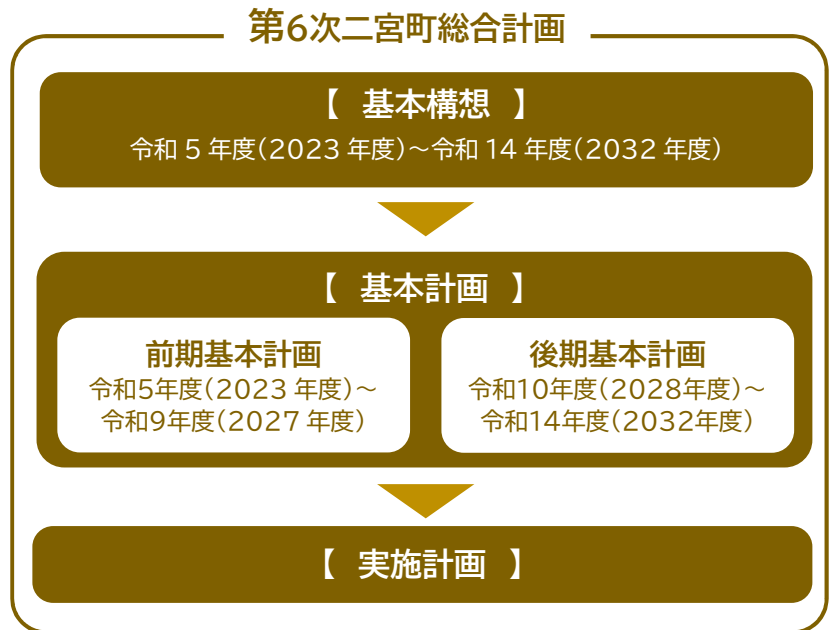
◆SDGsに掲げられた17の開発目標(出典:和訳参照 総務省2017)

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		各国内及び各国間の不平等を是正する。
	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。		持続可能な生産消費形態を確保する。
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。		持続可能な開発のために海洋、海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対策、ならびに土地の劣化の阻止、回復及び生物多様性の損失を阻止する。		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	SGDsはこの17のゴールと、より具体的で詳細な169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。	

2-2 前期基本計画の構成と計画期間

《基本計画と実施計画》

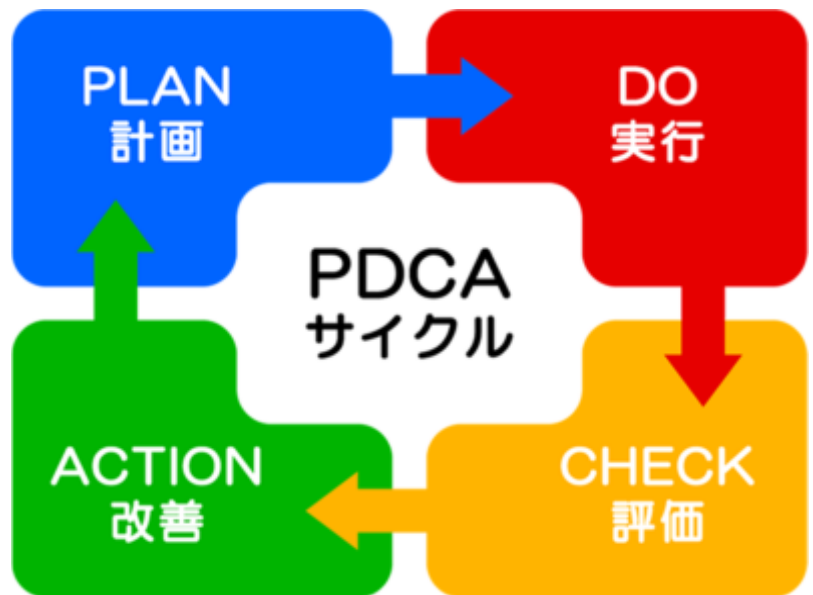
基本計画は、国の政策動向や社会経済、町民のニーズ変化などを踏まえ、一定の柔軟性を持った行政運営ができるよう5年間の計画となっています。実施計画は、この基本計画の下位計画であり、年度ごとのより詳細な内容を示すため、毎年度作成し、公表していきます。



《計画の進捗管理》

計画の進捗管理は、毎年度、役場内の組織である「庁内評価委員会」で、実施計画に位置付けられた予算事業ごとに基礎評価を、基本計画の重点的方針に位置付けられた施策ごとに施策評価を行います。この内部評価結果を議会に報告するとともに、町民意見募集を経て、必要な見直しを行い、町の最終方針を決定します。

なお、基本計画の計画期間最終年度には、有識者や公募町民などで構成される「二宮町政策評価委員会」により、計画期間の進捗の評価を行い、次期計画に反映します。



2-3 前期基本計画の体系

前期基本計画は、下表のような体系となっています。

		基本構想		基本計画				
基本理念	将来像	まちづくりの方向性（基本目標）		重点的方針	関連する主な施策分野			
二宮町町民憲章	豊かな自然と心を育み、人から人へつながる笑顔の未来	1	子どもたちの健やかな成長と 生きる力を育むまち 【施策分野：子育て、教育】	1	公共施設の利便性、 機能性を高めるまち づくり	都市基盤	行財政 改革	防災
		2	誰もがいきいきと豊かに暮ら せるまち 【施策分野：福祉、健康・ 保健】	2	子どもの笑顔がかが やく、子育てと教育 のまちづくり	子育て	教育	生涯学習 ・スポーツ
		3	人と多様な自然とがいつま でも共生する持続可能なまち 【施策分野：環境、防災、消防 救急】	3	気候変動対策による 持続可能なまちづく り	環境	防災	都市基盤
		4	地域資源を生かし、にぎわい のある活力に満ちたまち 【施策分野：農林漁業、商工業、 観光】	4	誰もが自分らしく安 全・安心に暮らせる まちづくり	福祉	健康・保健	地域 づくり
		5	都市と自然が調和した安全で 快適なまち 【施策分野：都市基盤、土地 利用、公園・緑地】	5	活力があふれる、選 ばれるまちづくり	農林漁業	商工業	観光
		6	町の歴史や文化への誇りを 持ち、学びを通じた生きがい があるまち 【施策分野：歴史・文化、生涯 学習・スポーツ】	6	新しい時代に向けて、 しなやかに対応する まちづくり	行財政 改革	都市基盤	自治
		7	きずなを深め、町民と行政が ともに取り組むまち 【施策分野：自治、行財政改革、 地域づくり、安全安心】					